

## 宍粟市市歌制定委員会の運営について

宍粟市市歌制定委員会（以下「委員会」という。）の円滑な運営を図るために次の事項について定める。

### 1 会議の招集等

会議では、次回開催日を決定し、次回会議日の1週間前までに会議資料を事前に送付する。

### 2 会議の公開

会議は公開とする。ただし、委員が必要と認めるときは、これを公開しないことができる。

### 3 会議の傍聴

会議の傍聴は別紙の注意事項により行う。また、会議に付する資料は、傍聴者に閲覧用を配布する。

4 会議の終了後、事務局において次の事項により会議の概要を作成、委員に送付し承認後に宍粟市のホームページにおいて公表する。

- (1) 開催日及び場所
- (2) 議題及び決定事項、発言内容
- (3) 会議資料
- (4) その他必要な事項

\* ホームページで公表する会議録での発言者の表記は、委員長、副委員長、委員、事務局とする。

### 5 その他

その他委員会の運営において必要な事項が生じた場合は、委員会において協議をする。

## 傍聴にあたっての注意事項

傍聴にあたっては、会議の円滑な運営のため、委員の自由な発言・議論の妨げとならないよう、また、他の傍聴者の妨げとならないよう、次の事項を遵守してください。

- (1) 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。また、傍聴中の入退室は、やむを得ない場合を除き慎んでください。
- (2) アラーム付の時計、携帯電話などについては、電源を切るか音が鳴らないようマナーモードに設定してください。
- (3) 会場において、写真撮影、録画、録音はおこなわないでください。
- (4) 静粛を旨とし、私語・談笑など審議の妨げになるような行為は慎んでください。
- (5) 説明、発言等に対し賛否の表明や拍手などはできません。また、傍聴の方からのご質問は認めません。
- (6) 傍聴中の飲食は、かたくお断り申し上げます。
- (7) 傍聴中、新聞又は書籍の類を閲覧することはご遠慮ください。
- (8) 刃物その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れがあると認められる方の傍聴はお断りします。